販売代理店電子届出システム 操作手順書 -アクセス編-





改定日	改定内容	版
2022/03/28	暫定版を公表。	0.9
2022/03/30	URLのリンクを修正。	0.91
2022/04/01	販売代理店電子届出システムの公表に合わせ、公表。	1.0

【注意事項】

①本書に記載されている事柄、製品の仕様・性能等は予告なく変更される場合があります。

- ②本書は販売代理店電子届出システムの操作手順書を解説するために総務省によって作成されたものです。本書の一部、または全部を総務省の事前の書面による許可なく、複製、転記、転載することを禁じます。
- ③本書は作成日時点での情報を元に記述されており、現行バージョンの機能と異なる箇所を含む 可能性があります。



1 販	売代理店電子届出システムについて	P.3
-----	------------------	-----

2	アカウント登録申請	P.4
	(1)アカウント登録申請	P.6
	A 新規アカウント登録	P.8
	B メールアドレスを記載した方	P.9
	C メールアドレスを記載していない方F	2.10
	D メールアドレスを忘れた方 F	2.12
	E 本人確認書類のアップロードF	2.14

3 電子届出システムへのアクセス P.17 (1) ログイン P.18 A 初回ログイン P.19 B 2回目以降のログイン P.23 C パスワードを忘れた場合 P.26 (2) ホーム画面 P.31



1

1. 販売代理店電子届出システムについて

A 販売代理店電子届出システムとは

「販売代理店電子届出システム(以下、「本システム」といいます。)は電気通信 事業法(昭和59年法律第86号)第73条の2に規定する販売代理店の届出及び 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第4条の11に規定する 販売代理店の定期報告を行うための、電子システムです。

B 本マニュアルについて

本マニュアルは本システムの操作方法に関して記載しているものです。届出制度に 関する解釈等については総務省HP「電気通信消費者情報コーナー 販売代理店 届出制度」に公開されている「媒介等業務受託者届出マニュアル」等をご覧ください。

C 本システムの利用に当たって

本システムの利用に当たっては、I D・パスワードを取得する必要があります。初回ロ グイン時には I Dとパスワードを取得し、2回目以降は、取得した I Dとパスワードを 用いてシステムにログインしてください。I D・パスワードの取得方法については本マニュア ルを、報告に当たっての詳細な作業手順については「販売代理店電子届出システム-操作手順書-登録編」をご覧ください。



2 アカウント登録申請

(1)アカウント登録申請



販売代理店電子届出システムの報告手順の全体図は下記のとおりです。 アカウントを既にお持ちの方は、(2)ログインより実施ください。

- ※令和3年7月から令和4年3月末までに販売代理店の新規届出を行っていただいた定期報 告対象者のうち届出にメールアドレスを記載いただいていた方はアカウント申請を行わなくても、 届出に記載いただいたメールアドレス宛に総務省からアカウント発行の通知が令和4年4月 1日から送付されておりますので、メールをご確認いただき、(2)の手続きから操作を開始 してください。
- ※令和3年度の定期報告時にアカウントを作成いただいた方は、お持ちのアカウントを引き続き ご利用いただけます。
- ※令和3年度の定期報告期間終了後にアカウントを作成いただいた方は、作成時に登録された メールアドレス宛に<u>総務省からアカウント発行の通知が令和4年4月1日から送付されており</u> <u>ます</u>ので、メールをご確認いただき、<u>(2)の手続きから操作を開始してください。</u>





(1)アカウント登録申請

- A 新規アカウント登録
- B メールアドレスを記載した方
- C メールアドレスを記載していない方
- D メールアドレスを忘れた方
- E 本人確認書類のアップロード



販売代理店電子届出システムのご利用には、アカウントが必要になりま す。アカウントをお持ちでない方は、まず、以下の説明に沿って、アカウント 登録申請を行ってください。

①URLにアクセスすると、下記のアカウント登録申請選択画面が表示されます。 https://dairiten-todokede.soumu.go.jp/account

アカウント登録	録申請選択
■初めて届出を行う方はこちら	
新規アカウント登録はこちら	新規アカウント登録
■既に届出を行っていて、電子アカウントを持っていない方はこちら	
1.届出にメールアドレスを 記載した方はごちら	メールアドレスを記載し た方
2.届出にメールアドレスを 記載していない方はこちら	メールアドレスを記載し ていない方
3.届出に記載したメールアドレスを 忘れた方はこちら	メールアドレスを忘れた 方

②申請方法を選択します。





2 アカウント登録申請 (1) アカウント登録申請 ◆A 新規アカウント登録

A 新規アカウント登録

① 「新規アカウント登録]を選択すると、下記のアカウント登録申請画面が表示されます。

	アカ	ウント登録申請
	新規アカウント登録申請 電子届出システムのご利用にはア 氏名又は名称、メールアドレスを 記載いただいたメールアドレスにご ※メールの送信元はdairiten-todo 「@」)。	カウント登録が必要です。 下のフォームに入力してください。 アカウント登録の手続を記載したメールを送付します。 kede_atmark_soumu.go.jpです(「_atmark_」→
(a)	氏名又は名称 *必須	例)総務モバイル ※法人の場合は正式名称で記載ください。
(b)	メールアドレス *必須 メールアドレス(確認用)	 例)soumu@soumu.go.jp(半角英数字記号) 例)soumu@soumu.go.jp(半角英数字記号) ※上記で記載していただいたメールアドレスは今後、電子届出 を行う際のログインIDとなりますので、必ずご連絡の取れるメ
(c)	私はロボットではあり ません	ールアドレスを記載いただき、厳重に管理を行っていただくようお願いします。

- (a) に氏名又は名称を入力します。 届出を行う代理店名称を正式名称で記載してください。 ※法人の場合、(株)等の略称を使用せず、「株式会社」等と記載してください。 ※カタカナ・アルファベット・算用数字が含まれる場合、全角で記載してください。
- ③ (b) にメールアドレスを入力します。 ※半角英数字で入力してください。

※メールアドレスは電子届出システムのログインIDとなります。必ずご連絡の取れるメールアドレ スを記載いただき、厳重に管理を行ってください。

- (c) のチェックボックスをクリックしてください。
- ⑤登録内容を確認し、画面下部の「アカウント登録申請」ボタンをクリックしてください。
- ⑥確認のメッセージが表示されるため、「OK」ボタンをクリックします。
- ⑦登録内容を確認し、画面を閉じます。
- ⑧記載いただいたメールアドレス宛にアカウント登録手続に関するメールを送付します。 ※メール通知受領後の操作手順は、初回ログイン(P.19~)をご覧ください。



2 アカウント登録申請
 (1)アカウント登録申請 ◆B メールアドレスを記載した方

◆B メールアドレスを記載した方

①[メールアドレスを記載した方]を選択すると、下記のアカウント登録申請画面が表示されます。

	アカウント登録申請
	アカウント登録申請(届出にメールアドレスを記載した方) 電子届出システムのご利用にはアカウント登録が必要です。 代理店届出番号を下のフォームに入力してください。 記載いただいたメールアドレスにアカウント登録の手続を記載したメールを送付します。 ※メールの送信元はdairiten-todokede_atmark_soumu.go.jpです(「_atmark_」→ 「@」)。
(a)	代理店届出番号 例)A1234567(半角英数字) *必須 ※ご自身の代理店届出番号はごちらからもご確認できます。 氏名又は名称 代理店届出番号を入力してください。
(b)	私はロボットではあり

 ②(a)に代理店届出番号を入力します。 ※半角英数字で入力してください。
 届出番号が入力されると、代理店名称が自動表示されます。
 ※届出番号が不明な場合は総務省HP「販売代理店届出制度」の「販売代理店一覧」より、 ご自身の代理店番号をご確認ください。

③ (b) のチェックボックスをクリックしてください。

④登録内容を確認し、画面下部の「アカウント登録申請」ボタンをクリックしてください。

⑤確認のメッセージが表示されるため、「OK」ボタンをクリックします。

⑥登録内容を確認し、画面を閉じます。

⑦届出情報で申請頂いたメールアドレス宛にアカウント登録手続に関するメールを送付 します。

※メール通知受領後の操作手順は、初回ログイン(P.19~)をご覧ください。



2 アカウント登録申請

(1) アカウント登録申請 ◆C メールアドレスを記載していない方

◆C メールアドレスを記載していない方

①[メールアドレスを記載していない方]を選択すると、下記のアカウント登録申請画面が 表示されます。

	アァ	カウント登録申請
	アカウント登録申請(届出に) 電子届出システムのご利用には 代理店届出番号、メールアドレス ップロードしてください。 総務省で申請情報を確認した後、 記載したメールを送付します。 ※メールの送信元はdairiten-too 「@」)。	メールアドレスを記載していない方) アカウント登録が必要です。 ス、電話番号を下のフォームに入力して、本人確認書類をア 記載いただいたメールアドレスにアカウント登録の手続を dokede_atmark_soumu.go.jpです(「_atmark_」→
(a)	代理店届出番号 *必須	例)A1234567(半角英数字) ※ご自身の代理店届出番号は <u>こちら</u> からもご確認できます。
	氏名又は名称	代理店届出番号を入力してください。
b)	メールアドレス *必須	例)soumu@soumu.go.jp(半角英数字記号)
	メールアドレス(確認用)	例)soumu@soumu.go.jp(半角英数字記号)
		※上記で記載していただいたメールアドレスは今後、電子届出 を行う際のログインIDとなりますので、必ずご連絡の取れるメ ールアドレスを記載いただき、厳重に管理を行っていただくよ っお願いします
(c)	*必須	[19]]00012345678(7(イノンなし)
(d)	本人確認書類 *必須	ファイルを選択 選択されていません

- ②(a)に代理店届出番号を入力します。 ※半角英数字で入力してください。
 届出番号が入力されると、代理店名称が自動表示されます。
 ※届出番号が不明な場合は総務省HP「販売代理店届出制度」の「販売代理店一覧」より、 ご自身の代理店番号をご確認ください。
- ③ (b) にメールアドレスを入力します。 ※半角英数字で入力してください。

※メールアドレスは電子届出システムのログインIDとなります。必ずご連絡の取れるメールアドレ スを記載いただき、厳重に管理を行ってください。

④ (c) に電話番号を入力します。 ※半角数字、ハイフンなしで入力してください。



⑤ (d) の「ファイルを選択」ボタンから本人確認書類のファイルを選択します。 選択後、ボタンの横にファイル名が表示されます。

※本人確認書類の詳細なアップロード方法については14ページ以降に説明があります。

本人確認書類 *必須 ファイルを選択 テストファイル.pdf

⑥登録内容を確認し、画面下部の「アカウント登録申請」ボタンをクリックしてください。

⑦確認のメッセージが表示されるため、「OK」ボタンをクリックします。

⑧登録内容を確認し、画面を閉じます。

⑨総務省において、アカウント申請情報に不備がないことが確認されましたら、記載いただいたメールアドレス宛にアカウント登録手続に関するメールを送付します。
 ※送付には1週間程度お時間をいただく場合がございます。
 ※メール通知受領後の操作手順は、初回ログイン(P.19~)をご覧ください。



◆D メールアドレスを忘れた方

①[メールアドレスを忘れた方]を選択すると、メールアドレス変更申請画面が表示されま す。

	メーノ	レアドレス変更申請
	メールアドレス変更申請 電子届出システムに登録されてい 代理店届出番号、メールアドレス ップロードしてください。 総務省で申請情報を確認した後、 記載したメールを送付します。 ※メールの送信元はdairiten-too 「@」)。	いるアカウント情報のメールアドレスを変更します。 ス、電話番号を下のフォームに入力して、本人確認書類をア . 記載いただいたメールアドレスにアカウント登録の手続を dokede_atmark_soumu.go.jpです(「_atmark_」→
(a)	代理店届出番号 *必須	例)A1234567(半角英数字) ※ご自身の代理店届出番号は <u>こちら</u> からもご確認できます。
	氏名又は名称	代理店届出番号を入力してくたさい。
(b)	メールアドレス *必須	例)soumu@soumu.go.jp(半角英数字記号)
	メールアドレス(確認用)	例)soumu@soumu.go.jp(半角英数字記号)
		※上記で記載していただいたメールアドレスは今後、電子届出 を行う際のログインIDとなりますので、必ずご連絡の取れるメ
		ールアドレスを記載いただき、厳重に管理を行っていただくよ うお願いします。
(c)	電話番号 *必須	例)00012345678(ハイフンなし)
(d)	本人確認書類 *必須	ファイルを選択 選択されていません

 ②(a)に代理店届出番号を入力します。 ※半角英数字で入力してください。
 届出番号が入力されると、代理店名称が自動表示されます。
 ※届出番号が不明な場合は総務省HP「販売代理店届出制度」の「販売代理店一覧」より、 ご自身の代理店番号をご確認ください。

③ (b) にメールアドレスを入力します。 ※半角英数字で入力してください。

※メールアドレスは電子届出システムのログインIDとなります。<u>必ずご連絡の取れるメールアドレ</u> スを記載いただき、厳重に管理を行ってください。

④ (c) に電話番号を入力します。 ※半角数字、ハイフンなしで入力してください。



- 2 アカウント登録申請
 (1)アカウント登録申請 ◆D メールアドレスを忘れた方
- ⑤(d)の「ファイルを選択」ボタンから本人確認書類のファイルを選択します。 選択後、ボタンの横にファイル名が表示されます。

※本人確認書類の詳細なアップロード方法については14ページ以降に説明があります。

本人確認書類 *必須 ファイルを選択 テストファイル.pdf

⑥登録内容を確認し、画面下部の「メールアドレス変更申請」ボタンをクリックしてください。

⑦確認のメッセージが表示されるため、「OK」ボタンをクリックします。

- ⑧登録内容を確認し、画面を閉じます。
- ⑨総務省において、申請情報に不備がないことが確認されましたら、記載いただいたメー ルアドレス宛にアカウント登録手続に関するメールを送付します。 ※送付には1週間程度お時間をいただく場合がございます。





◆E 本人確認書類のアップロード

本人確認書類は、法人、個人の別に沿って、所定の書面を届出に記載した代理店の氏名又は名称と同一の氏名又は名称が確認できるようにアップロードしてください。

○所定の書面について

・法人の方:登記事項証明書

・個人の方:住民票、運転免許証、パスポート

・法人以外の団体の方:役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

登記事項証明書

	履歴事項全部証明書	
東京都千代田区〇〇 株式会社〇〇		
会社会人等電号		· ·
商号	株式会社〇〇〇〇	
	株式会社〇〇〇〇	令和〇〇年〇月〇日変更
		令和〇〇年〇月〇日登記
本店	東京都千代田区〇〇	
	東京都千代田区〇〇	令和〇〇年〇月〇日移転
		令和〇〇年〇月〇日登記
告示する方法	官報に掲載してする	
会社設立の年月日	令和〇年〇月日	
目的	1. 0000	
	2. 0000	
	3. 0000	
発行可能株式総数	0000株	

※現行の登記であれば、3か月以内のものでなくても差し支えございません。





2 アカウント登録申請(1)アカウント登録申請

(1)アカウント登録申請 ◆E 本人確認書類のアップロード

住民票

		住民	票	
東京都〇〇区				
氏名				
至年月日 王年月日	性別	住居を定めた年月日	届出年月日	住民となった年月日
昭和〇〇年〇月〇日	男	平成〇〇年〇月〇日転入	平成〇〇年〇月〇日届出	平成〇〇年〇月〇日
住所 〇〇丁目〇(〇〇)				
備考				
前住所 東京都新宿区〇〇				
世帯主の氏名	世帯主	との続柄		
00 00	※省	略※		
本籍	筆頭者			
東京都新宿区〇〇	00	00		
備考				
この写しは、世帯全 令和〇年〇月〇日	全員の信 日 〇〇国	È民票の原本と相違な ⊠長 ○○ ○○	いことを証明する。	東京都 ○○区 長之印



旅券 PASSPORT	日本国 型/Type 発行国/Issuing country 旅券番号/Passport No. P JPN NH1106002
写真	姓/Surname SOUMU 名/Given name HANAKO 国籍/Nationality 生年月日/Date of birth IAPAN 05 MAY 1988
	性別/Sex 本籍/Registered Domicile F TOKYO 発行年月日/Date of issue 所持人自署/Signature of bearer 07 Nov 2016 有効期間満了日/Date of expiry 総務花子 07 Noc 2021
P <jpnsoumu<<han< th=""><th>発行官署/Authority MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS A K O < <</th></jpnsoumu<<han<>	発行官署/Authority MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS A K O < < < < < < < < < < <

15



2 アカウント登録申請 (1)アカウント登録申請

◆E 本人確認書類のアップロード

適切でないアップロード方法

書類のアップロードとして、適切でないものの例は以下のとおりです。



カード型の確認書類は反射しやすいため、フラッシュをオフにして明るい場所で撮影し てください。



3 電子届出システムへのアクセス

(1) ログイン(2) ホーム画面



(1) ログイン

A 初回ログイン B 2回目以降のログイン C パスワードを忘れた場合



3 電子届出システムへのアクセス (1) ログイン ◆A 初回ログイン

◆A 初回□グイン

アカウント登録申請の後、総務省で申請情報の確認が完了したら、登録 されたメールアドレスに本システムのアカウント発行に関する通知が届きます。 初回ログイン時には本システムへのログインパスワードを設定する必要があ るため、下記の手続に沿って、設定を行っていただくようお願いします。

※ <u>今和4年3月末までに販売代理店の届出を行っていただいた定期報告対象者</u>は アカウント申請を行わなくても、届出に記載いただいたメールアドレス宛に総務省か ら下記のアカウント発行の通知が4月1日から送付されておりますので、メールを ご確認ください。



3 電子届出システムへのアクセス ◆A-1 アカウント発行通知受領 (1) ログイン ◆A 初回ログイン

◆A-1 アカウント発行通知受領

①ユーザ情報のメールアドレス宛に送信されたアカウント発行通知メールに記載されたパ スワード登録のURLをクリックします。



※メール受領後、24時間以内にパスワードの設定ができなかった場合は、URLの有効 期限が切れ、再度URLを発行する必要があります。メールに記載のURLをクリックす ると、下記画面が表示されますので、「パスワードを忘れた方はこちらから」をクリックし、 手続きを行ってください。(手続きの詳細は(1)ログインの「◆C パスワードを忘れ た場合」(P.26)をご覧ください。)





3 電子届出システムへのアクセス ◆A-2 認証コード入力 (1) ログイン ◆A 初回ログイン

◆A-2 認証コード入力

本システムはセキュリティ上の観点から、ログインに当たって、認証コードの入力を求 めています。所定のURLをクリックし、認証コード入力画面を開いていただくと、認証 コードが登録されたメールアドレス宛に送付されるようになっています。

※ご利用環境によっては認証コードの送付まで5~10分程度を要する可能性があります。

①メールに記載のURLをクリックすると、認証コード入力画面が開きます。画面を開くと、 登録されたメールアドレス宛に「認証コード」を通知するメールが送信されます。



②メールに届いた「認証コード」を①の画面に入力し、「次へ」ボタンをクリックします。 ※認証コードは、新規の認証コードが発行されるまで有効です。



◆A-3 パスワード設定

①条件を満たすパスワードをご自身で設定し、「パスワードを変更」ボタンを押下します。

うしていていていていていていていています。 パスワードを変更する
 @ jp の新しいパスワードを入力してく ださい。少なくとも次のものを含めてください: 8文字以上 1個以上の文字 1個以上の数値 *新しいパスワード *新しいパスワードの確認
パスワードの最終変更日: 2021/01/26 11:22。

②パスワード変更が完了すると、電子届出ポータルのホーム画面にログインします。



◆B 2回目以降のログイン

初回のログイン(アカウント登録手続)が完了しましたら、2回目以降 は登録したログインID(メールアドレス)、パスワードを利用してログイン が出来ます。2回目以降のログインについては、以下の手順で行います。



3 電子届出システムへのアクセス (1) ログイン ◆B 2回目以降のログイン

◆B-1 Dグイン画面

①URLにアクセスすると、ログイン画面が表示されます。

※ログインURLについては、総務省HP「販売代理店の報告制度」にも掲載しております。また、アカウント登録手続きのメールにも記載しております。

https://dairiten-todokede.soumu.go.jp/



②アカウント(メールアドレス)とパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押下します。



◆B-2 認証コード入力

①認証コード入力画面が開きます。画面を開くと、登録されたメールアドレス宛に「認証 コード」を通知するメールが送信されます。

認証コードを入力してください					
「「「」」」のにメールが送信されています。					
認証コードを確認し、以下に入力してください。					
入力後は「次へ」ボタンを押してください。					
* 認証コード					

②メールに記載された「認証コード」を①の画面に入力し、「次へ」ボタンを押下します。③認証コードの入力が完了すると、電子届出ポータルのホーム画面にログインします。



◆C パスワードを忘れた場合

ログイン用のパスワードを忘れた場合には、パスワードの再設定を行うこ とが出来ます。パスワード再設定の手続きについては、以下の手順で行い ます。





アカウント発行の通知メールを受領後、24時間以内にパスワードの設定ができなかった方が行う手続きも下記手続きと同じものになります。

◆C-1 ログイン画面

①ログイン画面を開きます。

https://dairiten-todokede.soumu.go.jp/

総務省 販売代理店電子届出システム
アカウント(メールアドレス)とパスワードを 入力してください
アカウント (メールアドレス)
 ・パスワード
ログイン
 ID (メールアドレス)を忘れた方はこちらから パスワードを忘れた方はこちらから アカウントの新規登録はこちらから

②画面下部の「パスワードを忘れた方はこちらから」をクリックします。

3 電子届出システムへのアクセス ◆C-2 パスワード再設定メール送信 (1) ログイン ◆C パスワードを忘れた場合

◆C-2 パスワード再設定メール送信

①ログインIDに設定しているメールアドレスを入力し、「送信」をクリックします。

※ ※ 令和3年7月から令和4年3月末までに販売代理店の新規届出を行っていただいた定期
報告対象者のうち届出にメールアドレスを記載いただいていた方は、そのメールアドレスが口
グインIDに自動で設定されています。
届出に記載いただいたメールアドレスについては、届出を
行っていただいた際に総務省から送付した「届出完了通知書」に記載されていますので、そちら
をご確認ください。

	パスワードリセット
アカウント(メ 登録されている 再設定のための	ールアドレス)を入力してください。 メールアドレスにパスワード登録または)メールを送信します。
アカウン	ト (メールアドレス)
	送信

②パスワード再登録のためのメールが送信されます。



3 電子届出システムへのアクセス ◆C-3 認証コード入力 (1) ログイン ◆C パスワードを忘れた場合

◆C-3 認証コード入力

①受信したメールに記載されているURLをクリックします。



※しばらくたってもメールが届かない、またはログインIDがわからない場合は、メールアドレスの変更 申請を行ってください。(手続きの詳細は2アカウント登録申請(1)アカウント登録申請の 「◆Dメールアドレスを忘れた方」(P.12)をご覧ください。)

②メールに記載されたURLをクリックすると、認証コード入力画面が開きます。画面を開く と、登録されたメールアドレス宛に「認証コード」を通知するメールが送信されます。



③メールに記載された「認証コード」を②の認証コード入力画面に入力し、「次へ」ボタンをクリックします。 ※認証コードは、新規の認証コードが発行されるまで有効です。



◆C-4 パスワード設定

①条件を満たすパスワードをご自身で設定し、「パスワードを変更」ボタンを押下します。

し パスワードを変更する	
 @ .jp の新しいパスワードを入力してく ださい。少なくとも次のものを含めてください: 8文字以上 1個以上の文字 1個以上の数値 *新しいパスワード *新しいパスワードの確認	
パスワードの最終変更日: 2021/01/26 11:22。	

②パスワード変更が完了すると、電子届出ポータルのホーム画面が表示されます。



(2) ホーム画面



販売代理店電子届出システムにログインが完了しましたら、以下のホーム 画面が表示されます。各種メニューを選択してください。

※各種届出の操作は(B)「届出メニュー▼」から「操作マニュアル」をご確認ください。

総務省 販売代理店電	子届出システム	届出メニュー ▼	ログ (C	イン : 通信太郎)	ログアウト (D)
(A)		(B) ホーム			
	<電 ※この ーク	,子届出システムにようこそ) Dサイトは届出を行うためのものにな 等していただくことをおすすめします	> りますので、ブックマ 。		
	あな) メニ:	Eはまだ届出がされていません。 ューの「新規届出」から届出を行っ	ってください。		

(A) 総務省販売代理店電子届出システム

ホーム画面へ遷移します。

(B) 届出メニュー▼

メニューを一覧から選択します。届出状況により選択可能なメニューが異なります。 ※届出後、総務省の確認が完了するまでは新たに届出申請を作成することはできません。

(C) ログインアカウント

アカウント名として届出情報の「氏名又は名称」が表示されます。アカウント名を変更したい場合は「変更届出」が必要となります。

(D) ログアウト

販売代理店電子届出システムからログアウトします。